

仕 様 書

1. 【調達件名】

令和4年度 アイム・ジャパン技能実習生のチームリーダー育成通信講座に係る業務委託契約

2. 【目的】

技能実習期間を修了し帰国したアイム・ジャパン技能実習生が、自ら起業する際や就職後に管理監督者としても活躍できるようにマネジメントの基本を学ばせることを目的とする。

3. 【業務内容】

通信教育の形態をとる。

受講者が外国人技能実習生であることは常に留意しないといけない。

受講対象者は契約期間中に技能実習3号で本邦に在留する期間が6か月経過した当機構実習生。

- 1) 受注者は受講対象者の実習実施先が希望する住所に教材を送付。
- 2) 受講者が受注者に送付した課題回答を添削。
- 3) 最終課程として帰国後のキャリア形成について論文を提出させる。
- 4) 全課程修了者には修了証を発行する。
- 5) 脱落者が出ないように確実に講座を修了できるように進捗管理を行う。
- 6) 受講者から所定の様式を使用した相談に応じ、適宜回答をする。

4. 【委託料】

前記3. 1) から6) までの業務全てに係るものとする。

5. 【契約期間】

令和4年8月1日~令和5年7月31日

6. 【受託者の要件】

- ア 常勤・非常勤であるかは問わないが、社会保険労務士や労働行経験者など、人事労務管理や労働安全衛生等について一定の知識や経験が有る者が在職していること。
- イ 技能実習生が技能実習を終えて帰国した後にチームリーダー等の管理職に就くことを念頭にした学習内容となる専門教材を使用すること。受講者は外国人技能実習生が主となることから漢字にはふりがなが振ってある教材が使用されること。
- ウ 受講者の質問にも応じることができる仕組み・体制を講じていること。
- エ 脱落者が出ないように確実に講座が修了できるような管理システムが構築されていること。

6. 【受講者数】

令和4年度(予測)	受講者数											
	令和4年8月	9	10	11	12	令和5年1月	2	3	4	5	6	7
	55	110	165	220	275	330	385	440	495	495	550	605

この受講者数は発注を保証するものではない。

※講座開設の趣旨から、令和4年7月30日までに受講を開始した実習生は全課程修了まで現委託先が責任を持って管理する。

7. 【手順】

(1) 受講者の確認

発注者が受講者に係るデータを受託者に送付。

(2) 教材の送付

受注者は、受講開始日までに受講者が所属する企業に教材を受講者数送付する。

未着の連絡があった際は、到着完了まで対応する。

(3) 課題の添削

受講者が所定の方法で受注者に課題回答を送付するので受注者は課題提出の確認と添削を行う。

(4) 受講者管理

受注者は課題ごとの進行管理を行い、課題提出に遅れが生じている受講者については発注者担当窓口に連絡を行い全員の修了のサポートをする。

(5) 修了証発行送付

受注者は、最終課題まで提出を終えた受講者の修了証を発行し、発注者の発注者担当窓口に送付する

8. 【委託料の請求・支払】

(1) 受注者は、当月の実績に基づき請求書を翌月末までに発注者に提出する。

(2) 発注者は、受注者から提出された請求書と実績を確認のうえ、請求があった月の翌月末までに委託料を支払う。

9. 【特記事項】

(1) 人権等に係る認識

受講者が外国人であることから受注者は、特に多様な宗教等について正しい認識を持ち、適切な業務を実施すること。

(2) 再委託

受注者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

(3) 機密保持

受注者は、個人情報をはじめとした本受注業務の過程で知り得た情報を、本受注業務の目的以外に使用または、第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

(4) 契約解除

発注者は、受注者が行う当該業務に係り重大な過失があった場合には、当該契約を解除することができる。

10. 【注意事項】

(1) 受注者は、本業務に係る担当者を置くこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、発注者と受注者間で協議のうえ決定することとする。

以上